

栃労雇均発 0625 第 1 号
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

関係機関の長 殿

栃木労働局雇用環境・均等室長



「栃木県働き方改革推進支援センター」の周知広報について(御依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月に「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」においては、時間外労働の上限規制の導入、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善などの取組が示されたところです。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨を御理解いただき、その上でしっかりと取り組んでいただくことが重要です。また、昨今の人手不足感の強まりが高まる中小企業等においては、一層の生産性向上による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善などを図ることにより、「魅力ある職場づくり」を進めていくことが重要です。

こうした中、本年 4 月から「栃木県働き方改革推進支援センター（以下「センター」という。）」を開設いたしました。

このセンターでは、中小企業等における働き方改革の実現に向け、労働法令の周知をはじめ 36 協定の締結の仕方、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しなどの情報や、魅力ある職場づくりに向けた雇用管理改善などのノウハウを提供するなど、中小企業等からの求めに応じた相談の支援を行うものです。

つきましては、当センターが多くの企業に御利用していただくため、別添広報例文及びリーフレットを御参考にしていただき、貴職において発行されております広報誌（紙）への掲載等、周知広報に御理解を賜るとともに御配意をお願いいたします。

なお、ご不明の点等ございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡お願いいたします。

事業主の皆さま

栃木県働き方改革推進支援センターをご活用ください!!

「働き方改革」に取り組む事業主の皆さまを支援します

人手不足対応、長時間労働の縮減、生産性向上による賃金引上げ等の働き方改革についての疑問、悩みなどについて、社会保険労務士等の専門家が**無料**でご相談に応じます。

また、ご希望に応じて専門家が直接企業に訪問し、コンサルティングを行います。

**お問合せや
ご相談は
こちらまで**

電 話：028-601-9001

住 所：宇都宮市宝木本町1140-200

メー ル：support@tochigi-hatarakikata.com

H P：http://www.tochigi-hatarakikata.com/

【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

9:00~12:00（月1回土曜日 開所日はHPに掲載）